

JA共済の建物保障における リスク分散、損害調査・引受の実務、参入意向

令和 8 年 5 月
全国共済農業協同組合連合会

1. リスク分散

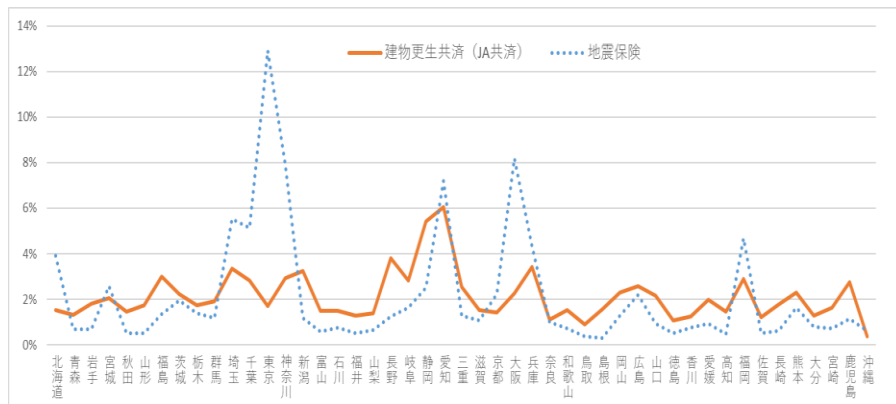
リスク分散

- 農協と全共連（全国共済農業協同組合連合会）の共同元受方式により事業を実施している。農協は、普及・推進、契約締結、事故受付等を行い、全共連は、商品開発、引受審査、責任準備金の積立・運用、共済金の支払等を行う。共済金の支払責任は全共連が100%保有している。
- 全共連では、リスク分散の一環として、保有責任の一部について海外再保険（キャットボンド含む）を実施している。

地域ごとの加入状況

- 地震保険の分布と比しても、全国的に契約が分布している。

(図) 建物更生共済と地震保険（都道府県別、地震保険等地区別）の契約占率



地震保険		契約占率	
等区分	保険料水準	地震保険	建物更生共済
1等地	低	38%	55%
2等地	中	25%	24%
3等地	高	37%	21%

(注1) 建物更生共済と地震保険の都道府県別、等地区別の契約占率を計上したもの。

(注2) 2024年度末時点。

(出典) 地震保険は地震保険統計（損害保険料率算出機構HP）より作成。

契約者の範囲

- ・正組合員：農業者
- ・准組合員：農協の地区内に住所を有する個人又は農協から物資の供給若しくは役務の提供を継続して受ける者
- ・員外利用の制限：組合員の事業の利用分量の額の1/5まで（農業協同組合法第10条）

2.引受の実務

- 建物更生共済の引受にあたっては、建物の状況を確認するための物件確認を行うとともに、共済掛金率を正しく適用するための書類の取得など、適正な引受のための措置を講じている。
- 損害保険会社と同様に、2007年に地震保険料控除制度が導入されたことに伴い、控除額の証明書の発行等を実施している。

契約時の書類取得

- 地震保険のような建築年等による割引制度はないが、物件構造で共済掛金率は区分されていることから、共済掛金率を正しく適用するため、公的機関が発行した書類等を契約者から取得している。
- 具体的には、耐火構造の建物の引受において、「建築確認申請書」、「固定資産課税台帳」、「検査済証」などの書類を構造確認の書類として契約者から取得して、申込書等と共に保管している。

地震発生直後の引受時の対応

- 建物更生共済の引受では、損害が発生している建物について、原則、損害調査や修理・復旧後に引受を行っている。
- ただし、地震発生直後は損害調査や修理・復旧に相当の期間を要するため、損害が発生している建物の引受を行う場合には、既に発生している損害に対して共済金を支払わないよう、損害箇所の確認等の取組みを行っている。

地震保険料控除制度への対応

- 建物更生共済のうち、居住の用に供する建物および生活用動産については、地震保険料控除制度の対象である。
- 控除額の証明書の発行のほか、電子的な申請に対応するため、マイナンバー（マイナポータル）を活用して控除額データを確定申告に連携するシステムも構築している。

3.損害調査の実務（1/2）

平時

有事に備えた準備

- 損害調査・査定に関するシステムの開発・管理
- 損害調査・査定に関する研修
- 損害調査・査定用資材・機材の整備
- 損害調査・査定体制の整備
- 事務処理体制の整備

大規模地震の発生

有事

ご契約者様対応に向けた体制確保

- 体制構築判断の基礎となる情報収集
- 拠点・交通手段の確保
- 損害調査・査定方針の決定
- 全国からの対応要員の確保・動員
- 資材・機材の準備
- 損害調査・査定体制・事務処理体制の設置

ご契約者様対応

- ①被害物件の訪問日時調整 →被害物件の訪問・損害状況の確認
- ②損害状況を踏まえた支払査定の実施 →査定結果の案内、請求にかかる必要書類の取り付け
- ③請求手続対応 →共済金支払

【補足】システム対応状況について

- 損害調査にあたっては、タブレット型端末機（Lablet's）を携帯し、被害箇所の撮影や被害数量を登録
- また、地図データ上に契約情報を表示するシステム（地図システム）を活用し、損害調査・査定計画策定を効率化

【補足】損害調査体制について

- 農協と全共連あわせて、所定の研修を修了した損害調査員を約5万名、有事の際の調査要員として全国に確保しているほか、外部の鑑定人も確保
- 令和6年能登半島地震では、
 - ✓ 全国規模の広域査定支援体制を確立。令和6年3月末時点で、全国から延べ1,218名の職員を派遣し、事故受付件数に対して91%の損害調査を完了
 - ✓ 早期の支払完了のため、被災区域に加え、3拠点（全国本部、川崎センター、大阪センター）に集中事務処理支援体制を構築

3.損害調査の実務（2/2）

損害調査

建物

- ❑ 自然災害損害査定要領に基づき損害割合※を算出する。
- ❑ 以下の構成部分のうち、建物の構造・用途により設定された構成部分の被害程度を調査する。
 - ・基礎 ・外壁 ・屋根 ・軸部（躯体） ・建具 ・内壁 ・天井 ・床 ・設備
- ❑ 全損認定の基準に該当する場合は全損とする。
- ❑ 土盛・排土の処理が必要な場合には定められた方法で損害割合を算出し、加算する。

※損害割合とは、共済価額に対する損害の額の割合（損害の額÷共済価額）である。

家財

- ❑ 代表品目（「食器類」「電気器具類」「家具類」「身回品その他」「寝具・衣類」の5分類）に着目し、被害程度を調査する。

【大規模災害時等の特別な取組み】

- ❑ 人口衛星画像等による全損一括認定の実施
立ち入りが困難な地域を対象に、人工衛星・航空写真等の画像と地図システムの位置情報のマッチングを行い、建物焼失・流出等が確認できた場合には、現地での損害調査・写真撮影を省略して、全損認定とする。

4.地震保険制度への参入意向（1/2）

参入意向

- 参入意向あり
- 指定の基準や、申請先、必要書類等の申請ルール等が明確にされ次第、申請に向けた準備（具体的な共済の仕組改訂、システム改修等の検討）に着手

<参入を希望する背景・理由>

JA共済では、農村部を中心に、建物更生共済により地震を含む自然災害保障を漏れなく提供してきたが、以下の状況にある。

能登半島地震を踏まえた課題と教訓

- ❑ 物価の高騰等を背景に、資金面で生活の再建目途が立たないといった被災者の声もあり、課題が浮き彫りとなった。
- ❑ 地震保障が50%に留まる中、被災者の生活の安定・再建のため、追加の掛金負担があっても、一層の保障の充実を求める声（2024年アンケートにて8割超）が寄せられている。
- ❑ しかしながら、JA共済が単独でこれまで以上に地震リスクを保障することは限界がある。

地震保障を取り巻く状況

- ❑ 南海トラフ地震や首都直下地震など、近い将来に大規模地震の発生が危惧されている。
- ❑ 一部の保険会社では、独自の地震保障と地震保険を組み合わせるなど、被災後の生活再建を見据えた取組みが進められている。
（地震保険で最大50%、独自の地震保障で最大50%を保障）

<参入による被災者の生活の安定への寄与>

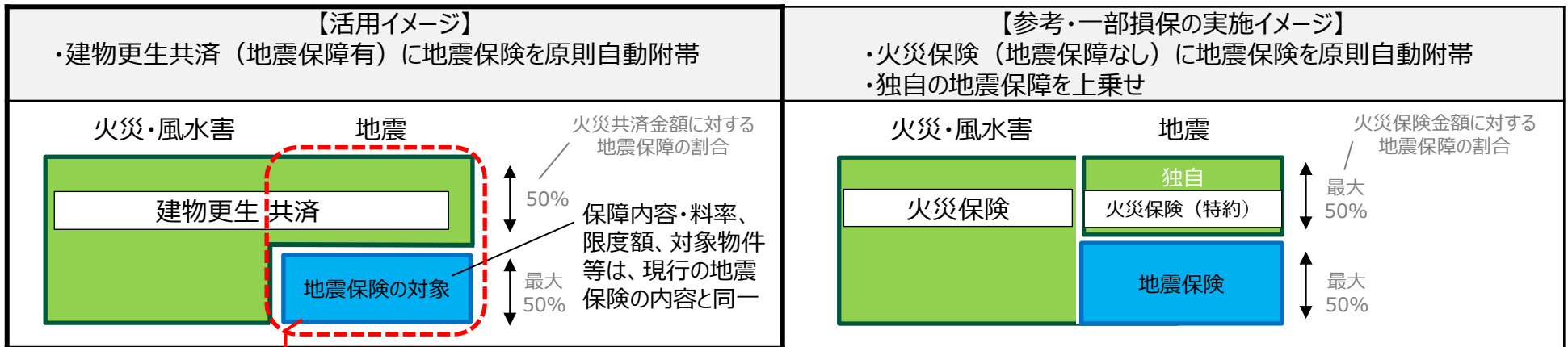
- ❑ 生活再建のための保障充実を求める被災者の声への対応や大規模地震への備えの充実は、**保険・共済に共通する喫緊の課題**であり、保険・共済全体で**地震保険のより一層の普及促進**を図り、「被災者の生活の安定に寄与する」という**地震保険法の目的を実現**していきたい。
- ❑ JA共済としても、**地震保険を活用することで、「政府再保険を前提としたさらなる安心の提供」と「地震保障の充実」**に取り組み、これまで以上に被災者の生活の安定・再建に貢献してまいりたい。

4.地震保険制度への参入意向（2/2）

<活用イメージ>

地震保険の活用方法	建物更生共済（地震保障を有する）に対して、現行の地震保険を原則自動附帯する。
概要	<ul style="list-style-type: none"> ① 建物更生共済に附帯する地震保険は、保障内容・料率、限度額、対象物件等、現行の地震保険の内容と同一とする。 ② 地震保険の附帯は、新規契約からとする。（既契約には附帯しない） ③ 建物更生共済は、住宅・家財以外も引受け対象となるが、地震保険を附帯可能とするのは住宅・家財のみとする。

<補足>【活用イメージ】により、自然災害リスクに対する漏れのない保障提供と政府再保険を前提としたさらなる安心の提供等に取り組む。



【活用イメージ】については、以下の観点から保険料の低廉化を図ることが可能と考える※。

- ① 新たに共済が参入することで地震保険の契約規模は増加する。
- ② 地震保険・建更の地震保障は最大50%保障に留まっていることに加え、地震保険は原則自動附帯であることから、付帯率は一定確保可能であり、上記①とあわせて、地震保険の固定費の分散は図られる。
- ③ 地震発生時には建更本体とあわせて支払い対応が可能となるため、地震保険の効率的な事業運営は図られる。

※ 第2回勉強会の資料2（日本損害保険協会）では、「現行制度では、火災保険に地震保険を原則附帯し、補償範囲の重複する他の地震補償は販売しないことで、効率的な事業運営や固定費の分散による保険料の低廉化を図ってきた」との記載があるが、上記活用イメージも、保険料低廉化は可能と考える。